

# ○山梨市都市公園設置及び管理条例

平成17年3月22日

条例第205号

## 目次

### 第1章 総則（第1条）

### 第2章 都市公園の設置及び管理（第2条～第10条）

### 第3章 雑則（第11条～第14条）

### 第4章 罰則（第15条～第17条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項等を定めるものとする。

### 第2章 都市公園の設置及び管理

#### （設置、名称及び位置）

第2条 本市に都市公園を設置し、その名称及び位置は、別表のとおりとする。

#### （都市公園の設置基準）

第2条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第2条の4に定めるところによる。

#### （市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第2条の3 都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル（本市の区域内に都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この条において「市民緑地」という。）が存するときは、10平方メートルから当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル（当該市街地に市民緑地が存するときは、5平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第2条の4 市が次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて市内における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とすること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とすること。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とすること。
- (4) 主として市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる規模とすること。

2 市が主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第2条の5 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 市の設置に係る都市公園についての都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下

「政令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 3 市の設置に係る都市公園についての政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 市の設置に係る都市公園についての政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 市の設置に係る都市公園についての政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として第1項又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 6 市の設置に係る都市公園についての政令第6条第6項に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(公園施設の制限)

第2条の6 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(管理)

第2条の7 市長は、都市公園の管理又は事業運営上必要と認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「地方自治法」という。)第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に都市公園の全部又は一部の管理及び事業運営を行なわせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第2条の8 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都市公園の管理運営に関する業務
- (2) 第3条の規定による許可に関する業務
- (3) 都市公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 第4条の2に規定する使用料の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第3条、第4条の2、第6条及び第10条の規定の適用については、第3条第1項の規定中「市長」とあるのは「市長の承認を得た指定管理者」と、同条第2項から第5項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第3項の規定中「その許可」とあるのは「市長の承認を得た指定管理者の許可」と、同条第4項の規定中「与える」とあるのは「市長の承認を得て与える」と、同条第5項の規定中「付する」とあるのは「市長の承認を得て付する」と、第4条の2の規定中「別に」とあるのは「市長の承認した契約を指定管理者と」と、第6条及び第10条の規定中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者における使用料収入)

第2条の9 前条の場合における第4条の2に規定する使用料については、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入として収受させるものとする。

(指定管理者が行う業務の基準)

第2条の10 指定管理者は、関係条例その他規程の定めるところに従い、適正に管理運営を行なわなければならない。

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなけ

ればならない。

- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（許可の特例）

第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

（使用料）

第4条の2 第3条第1項の利用許可を受けた者は、別に契約し、その使用料を納付しなければならない。

（行為の禁止）

第5条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第2項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (8) 都市公園をその用途外に利用すること。
- (9) 利用者等に危険を及ぼす恐れのある行為をすること。
- (10) その他都市公園の利用又は管理に支障がある行為をすること。

（利用の禁止又は制限）

第6条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる

場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第7条 法第5条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所
- エ 公園施設の構造
- オ 公園施設の管理の方法
- カ 工事実施の方法
- キ 工事の着手及び完了の時期
- ク 都市公園の復旧方法
- ケ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理する公園施設
- エ 管理の方法
- オ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の管理の方法
- (2) 工事実施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 都市公園の復旧方法
- (5) その他市長の指示する事項

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第8条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの  
(設計書等)

第9条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(監督処分)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

### 第3章 雑則

(届出)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第2項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。

- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第11条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) 前条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第12条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(公園予定地及び予定公園施設についての準用)

第13条 第3条から第11条までの規定は、法第23条第3項に規定する公園予定地又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 第4章 罰則

(罰則)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項又は第3項（第13条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第5条（第13条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第10条第1項又は第2項（第13条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による市長の命令に違反した者

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法

人又は人に対して各本条の過料を科する。

第17条 法第5条の3の規定により市長に代わってその権限を行う者は、この章の規定の適用については、市長とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の山梨市都市公園条例（昭和54年山梨市条例第8号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成24年12月25日条例第41号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月25日条例第28号）

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日条例第12号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日条例第14号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月29日条例第14号）

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

(公園)

| 名称      | 種別   | 位置            | 面積     |
|---------|------|---------------|--------|
| 万力公園    | 総合公園 | 山梨市万力1828番他   | 15.4ha |
| 加納岩児童公園 | 街区公園 | 山梨市下神内川686番1他 | 0.39ha |
| 笛吹児童公園  | 街区公園 | 山梨市北3番3他      | 0.43ha |

|            |      |               |        |
|------------|------|---------------|--------|
| 水の宮児童公園    | 街区公園 | 山梨市小原西1227番1  | 0.35ha |
| 上神内川やすらぎ公園 | 街区公園 | 山梨市上神内川1611番地 | 0.18ha |
| 石森山つつじ公園   | 近隣公園 | 山梨市下石森1376番他  | 1.2ha  |
| 金桜公園       | 近隣公園 | 山梨市万力3559番他   | 2.1ha  |

(緑地)

| 名称   | 位置            | 面積     |
|------|---------------|--------|
| 日川緑地 | 山梨市下栗原1121番2先 | 0.50ha |

# ○山梨市万力公園休憩所（良庵）設置、管理及び利用規則

平成17年3月22日

規則第119号

## （設置）

第1条 矢崎袈裟良氏の篤志により、市民の文化性を高め、生活に新しい潤いと安らぎを与える市民の憩いの場として山梨市万力公園休憩所を設置する。

## （名称及び位置）

第2条 山梨市万力公園休憩所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 山梨市万力公園休憩所（良庵）
- (2) 位置 山梨市万力1830番地

## （利用時間）

第3条 山梨市万力公園休憩所（良庵）（以下「休憩所」という。）の利用時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

## （休憩所の休日）

第4条 休憩所の休日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日に当たるときは、その翌日）
- (2) 年末年始（12月27日から翌年1月5日まで）

## （利用申請）

第5条 休憩所を利用しようとする者は、次の事項を記載した休憩所利用許可申請書をもって、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 利用の目的
- (2) 利用の日時
- (3) 利用者の数
- (4) 利用責任者の住所及び氏名
- (5) その他必要な事項

## （利用許可）

第6条 前条の申請があったときは、市長はこれを審査し、適当と認めたときは、休憩所利用許可書を交付する。

2 前項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、係員に利用許可書を提示し、利用しなければならない。

（利用の制限）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、利用を許可しないものとする。

- (1) 社会風教上からみて、支障があると認めたとき。
- (2) 長期間にわたる継続利用により、他の利用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (3) 建物及びその他の施設をき損するおそれがあると認めたとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

（利用者の遵守事項）

第8条 休憩所の利用を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に利用しないこと。
- (2) 利用の権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 前2号のほか、市長の指示した事項

（許可の取消し）

第9条 市長は、利用者が前条の規定に違反したと認めたときは、利用の許可を取り消すことができる。

（修理費等の弁償）

第10条 利用者は、その利用中に故意又は過失により建物及びその他の施設をき損若しくは滅失したときは、市長の指定した額を弁償しなければならない。

（原状回復）

第11条 利用者は、その利用が終わったときは、直ちに設備、用具その他を原状に復さなければならない。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の山梨市万力公園休憩所（良庵）設置、管理及び使用に関する規則（平成5年山梨市規則第13号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

# 令和7年度 万力公園来園者数

(単位：人)

|      |              | 4月       | 5月      | 6月      | 7月      | 8月      | 9月     | 10月     | 11月    | 12月      | 1月      | 2月       | 3月       | 目的別<br>年間累計 | 目的別<br>月平均 | 前年度<br>年間累計 | 増 減      | 前年度<br>年間累計比 |
|------|--------------|----------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|--------|----------|---------|----------|----------|-------------|------------|-------------|----------|--------------|
| 万力公園 | 万力公園<br>申請者数 | 1,804    | 2,673   | 28,452  | 966     | 1,725   | 1,160  | 5,877   | 4,084  | 532      | 693     | 1,058    | 1,847    | 50,871      | 4,239      | 23,509      | 27,362   | 216%         |
|      | 動物園          | 4,140    | 4,800   | 3,350   | 2,600   | 3,190   | 3,920  | 6,270   | 6,080  | 2,130    | 2,610   | 3,140    | 4,410    | 46,640      | 3,887      | 50,380      | △ 3,740  | 93%          |
|      | 売店           | 687      | 663     | 527     | 172     | 229     | 509    | 570     | 850    | 172      | 363     | 391      | 710      | 5,843       | 487        | 6,671       | △ 828    | 88%          |
|      | 赤松<br>保存会    | 0        | 0       | 0       | 0       | 0       | 0      | 0       | 0      | 0        | 0       | 0        | 53       | 53          | 4          | 63          | △ 10     | 84%          |
|      | イベント         | 3,500    | 330     | 150     | 0       | 700     | 0      | 1,200   | 1,900  | 0        | 0       | 2,000    | 0        | 9,780       | 815        | 65,550      | △ 55,770 | 15%          |
| 市民会館 | 市民会館         | 3,885    | 4,990   | 6,303   | 5,123   | 5,125   | 5,644  | 7,978   | 7,159  | 6,041    | 5,429   | 9,590    | 6,784    | 74,051      | 6,171      | 123,330     | △ 49,279 | 60%          |
|      | 月 計          | 14,016   | 13,456  | 38,782  | 8,861   | 10,969  | 11,233 | 21,895  | 20,073 | 8,875    | 9,095   | 16,179   | 13,804   | 187,238     | 15,603     | 269,503     | △ 82,265 | 69%          |
|      | 前年度同月        | 40,458   | 16,599  | 41,203  | 12,460  | 15,864  | 10,094 | 27,201  | 20,794 | 19,254   | 10,684  | 29,750   | 25,142   | 269,503     |            |             |          |              |
|      | 増 減          | △ 26,442 | △ 3,143 | △ 2,421 | △ 3,599 | △ 4,895 | 1,139  | △ 5,306 | △ 721  | △ 10,379 | △ 1,589 | △ 13,571 | △ 11,338 | △ 82,265    |            |             |          |              |
|      | 前年度比         | 35%      | 81%     | 94%     | 71%     | 69%     | 111%   | 80%     | 97%    | 46%      | 85%     | 54%      | 55%      | 69%         |            |             |          |              |

# 令和 8 年 3 月検収簿(飼育頭数)

| 鳥類      | 種 | 当月<br>頭羽数 | 前月<br>頭羽数 | 増減数 | 備考 |
|---------|---|-----------|-----------|-----|----|
| セキセイインコ | 1 | 7         | 7         | 0   |    |
| キンケイ    | 1 | 1         | 1         | 0   |    |
| チリフラミンゴ | 1 | 5         | 5         | 0   |    |
|         |   |           |           |     |    |
|         |   |           |           |     |    |
|         |   |           |           |     |    |
|         |   |           |           |     |    |
|         |   |           |           |     |    |
|         |   |           |           |     |    |
|         |   |           |           |     |    |
|         |   |           |           |     |    |
|         |   |           |           |     |    |
|         |   |           |           |     |    |
|         |   |           |           |     |    |
|         |   |           |           |     |    |
|         |   |           |           |     |    |
|         |   |           |           |     |    |
|         |   |           |           |     |    |
|         |   |           |           |     |    |
| 合計      | 3 | 13        | 13        | 0   |    |

| 哺乳類      | 種  | 当月<br>頭羽数 | 前月<br>頭羽数 | 増減数 | 備考 |
|----------|----|-----------|-----------|-----|----|
| カピバラ     | 1  | 2         | 2         | 0   |    |
| アライグマ    | 1  | 1         | 1         | 0   |    |
| マーラ      | 1  | 2         | 2         | 0   |    |
| ニホンザル    | 1  | 14        | 14        | 0   |    |
| シカ       | 1  | 17        | 17        | 0   |    |
| シマリス     | 1  | 6         | 6         | 0   |    |
| チンチラ     | 1  | 1         | 1         | 0   |    |
| モルモット    | 1  | 11        | 11        | 0   |    |
| ウサギ      | 1  | 12        | 12        | 0   |    |
| シバヤギ     | 1  | 2         | 2         | 0   |    |
| プレーリードッグ | 1  | 1         | 1         | 0   |    |
|          |    |           |           |     |    |
|          |    |           |           |     |    |
|          |    |           |           |     |    |
|          |    |           |           |     |    |
|          |    |           |           |     |    |
|          |    |           |           |     |    |
|          |    |           |           |     |    |
|          |    |           |           |     |    |
|          |    |           |           |     |    |
|          |    |           |           |     |    |
|          |    |           |           |     |    |
| 合計       | 11 | 69        | 69        | 0   |    |

| 爬虫・両生・魚類 | 種 | 当月<br>頭羽数 | 前月<br>頭羽数 | 増減数 | 備考 |
|----------|---|-----------|-----------|-----|----|
| イシガメ     | 1 | 1         | 1         | 0   |    |
| クサガメ     | 1 | 4         | 4         | 0   |    |
| アカミミガメ   | 1 | 3         | 3         | 0   |    |
| 鯉・金魚     | 2 | 50        | 50        | 0   |    |
| 陸ガメ      | 1 | 2         | 2         | 0   |    |
| 合計       | 6 | 60        | 60        | 0   |    |

| 種類       | 種  | 当月<br>頭羽数 | 前月<br>頭羽数 | 備考 |
|----------|----|-----------|-----------|----|
| 鳥類       | 3  | 13        | 13        |    |
| 哺乳類      | 11 | 69        | 69        |    |
| 爬虫・両生・魚類 | 6  | 60        | 60        |    |
| 合計       | 20 | 142       | 142       |    |